

公示送達書

大洗町告示第 3 0 号
令和 8 年 8 月 1 8 日

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び大洗町税
条例第18条の規定により公告します。
なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付しま
す。

大洗町長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
前山 哲兵	地方税法第 7 2 8 条に関する書類	

送達する書類の保管場所
大洗町役場 税務課収納対策係

(注) 地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、公示の日から起算して 7 日を経過したときは、
書類の送達があったものとみなされます。